

## 9 答申書

平成27年(2015年)9月16日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市総合計画審議会  
会長 久 隆浩

### 第5次宝塚市総合計画後期基本計画の策定について(答申)

平成27年(2015年)3月13日付け、宝塚市諮問第1号で諮問のあった標記のことについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進等にあたっては、下記の点に留意し、その実現に万全を期するよう要望します。

#### 記

- 1 本計画は、地方自治法による基本構想の策定義務が廃止され、まちづくり基本条例に基づいて策定されたはじめての基本計画である。また、議会の議決すべき事件を定める条例によって、基本計画としてははじめて議会の議決を得て策定する計画となっている。市民参加条例に基づき、市民と行政の協働により策定を進めてきたことも含めて考えると、本計画は、行政、市民、議会が、それぞれの責任と役割を持って、策定する計画と言える。市は、このことを深く認識し、市民、議会とともに、市を挙げてその推進にあたること。
- 2 本計画は、策定の段階から総合計画検討市民会議、総合計画審議会など、市民参加を得て協働で策定を進めてきたものである。そのことを踏まえ、今後、評価、改善においても、市民が参加する仕組みを検討の上、取り組むこと。
- 3 市を挙げて本計画を推進するため、市職員はもちろん、市民、市議会議員へ十分な周知を図ること。周知にあたっては、市ホームページや市広報誌への掲載など従来からの手法だけでなく、新たな手法による積極的な情報発信に取り組み、計画の内容だけでなく、その進捗や課題についても情報を共有し、計画の推進を図ること。
- 4 次期総合計画の策定を実りあるものにするためには、速やかに策定準備にとりかかること。本計画の策定プロセスの評価を踏まえ、計画の策定方法や期間、体制、市民参加のあり方などについて議論を始め、十分な策定期間を確保して次期計画を策定されたい。